

白馬村マナーライン

（令和7年12月18日
白馬村条例第29号）

美しい村と快適な生活環境を守る条例（平成27年白馬村条例第25号）の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 禁止行為等（第9条－第18条）

第3章 啓発及び村民活動の促進（第19条・第20条）

第4章 その他罰則等（第21条－第25条）

附則

白馬村は、雄大な北アルプス白馬連峰の麓、たぐいまれな山岳景観と四季折々の豊かで美しい自然に恵まれた山間の村です。

先代住民は、風雪に耐え、厳しい自然環境の中で生活をしていましたが、美しい山岳景観とアウトドアスポーツに適した環境から、登山やスノースポーツを目的とした大勢の観光客が訪れるようになり、今日では、観光を主産業とする世界水準の持続可能なリゾート地を目指す村となりました。

このような時代の流れの中、交流人口の増加や海外からの観光客の来訪が進むにつれて、マナーやモラルの低下を招き、社会規範を無視した行動や地域のルールの理解不足に起因するトラブル、いわゆる迷惑行為が増加しています。

世界水準の持続可能な観光地を目指す白馬村は、関係する全ての人々が幸せを感じ、快適に過ごせるまちづくりのために、ここに守るべきルールと、してはならない行為を定めた条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本村が山岳観光地として美しく良好な環境を有している中で、観光客の増加により地域住民や自然環境に負の影響が生じている状況に鑑み、基本理念並びに村、村民、土地所有者等、事業者及び来訪者それぞれの責務を明らかにするとともに、モラル向上とマナー遵守のために必要な事項を定めることにより、本村の素晴らしい自然環境及び生活環境を永続的に保全し、将来にわたって持続可能な観光地づくりに寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 この条例は、次に掲げる基本理念に基づき推進するものとする。

- (1) 関係する全ての人々が、それぞれ他人を思いやり、お互いが快適に安心して過ごせる観光地を目指す。
- (2) 村、村民及び事業者は、互いに協力して白馬村を将来にわたり住み続けたい村、次の世代に誇りを持って引き継ぐことのできる村とする使命を自覚し、オーバーツーリズム問題に立ち向かう。
- (3) 本村を訪れる者は、快適に滞在を楽しむとともに、地域の自然、文化及び生活環境を尊重し、社会の一員としての自覚を持ってモラルの向上に努め、マナーを遵守する。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 村民 本村に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (2) 土地所有者等 村内に土地又は建物を所有し、占有し、若しくは管理する者をいう。
- (3) 事業者 本村で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (4) 来訪者 本村を訪れる者及び通過する者をいう。

- (5) オーバーツーリズム 観光客の著しい増加により、地域住民や自然環境に受任限度を超える負の影響が生じる状況をいう。
- (6) 公共の場所 道路、河川、公園、広場その他の公共の用に供される場所をいう。
- (7) 迷惑行為 第9条から第11条まで及び第13条から第17条までに掲げる禁止行為をいう。
- (8) 落書き 公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する建物その他の工作物（以下「他人の所有建物等」という。）に、承諾を得ることなく、みだりにペイント、墨又は油性フェルトペン等により、文字、図形若しくは模様をかく行為又はかかれた文字、図形若しくは模様をいう。
- (9) ステッカー貼り 公共の場所又は他人の所有建物等に、承諾を得ることなく、みだりにシールやステッカー又はこれらに類する物を貼る行為をいう。
- (10) 深夜 午後10時から翌日の午前6時までをいう。
- (11) 花火 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第2項に規定する玩具煙火をいう。
- (12) 住宅 地方税法（昭和25年法律第226号）第73条及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第36条第1項に規定する住宅をいう。
- (13) 別荘 地方税法施行令第36条第2項及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第7条の2の16に規定する別荘をいう。
- (14) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業の用に供する施設をいう。
- (15) 路上喫煙 公共の場所（喫煙をすることができる場所として当該公共の場所を管理する権限を有する者が指定した場所を除く。）における喫煙（火の付いたたばこを持つことを含む。以下同じ。）をいう。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車（同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の車内において、当該自動車の外に喫煙によるたばこの煙が流出することなく、当

該行為を行うことを除く。

(16) 自動車等 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第1条第2項に規定する第2種原動機付自転車をいう。

(村の責務)

第4条 村は、この条例の目的を達成するため、迷惑行為のない快適で良好な生活環境の確保に必要な施策を計画的に実施しなければならない。

2 村は、村民、土地所有者等、事業者及び来訪者に対して、迷惑行為がない快適で良好な生活環境を確保することに関し理解を求め、前項に規定する施策の周知を図るとともに、自主的な取組の促進を図る責務を有する。

(村民の責務)

第5条 村民は、自らモラル向上とマナー遵守に努め、迷惑行為のない快適で良好な生活環境の確保に努めるものとする。

2 村民は、この条例に定める禁止行為の防止について理解を深めるとともに、この条例の目的を達成するために実施する村の施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、若しくは管理する土地又は建物（以下「所有不動産等」という。）及びその周辺の環境美化に努めなければならない。

2 土地所有者等は、所有不動産等を使用する者にこの条例に定める禁止行為の防止について周知を図る等、この条例の目的を達成するために実施する村の施策に協力しなければならない。

3 土地所有者等は、所有不動産等が次の各号のいずれかに該当する状態にならないよう、適正に管理しなければならない。

(1) ごみの不法投棄を誘発し、又は犯罪若しくは火災の発生を誘発する等、村民の生活環境に支障を來す状態

(2) コンサート、祭礼その他催物により、騒音を発する等、村民の生活環境

に支障を来す状態

(3) 有害鳥獣又は害虫の発生、繁殖若しくは飛来を誘引する等、村民の生活環境に支障を来す状態

(4) 前各号に掲げるもののほか、周囲の良好な生活環境を著しく損なう状態
(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動によって良好な生活環境を損なうことのないように努めなければならない。

2 事業者は、この条例に定める禁止行為の防止について理解を深めるとともに、村民や従業員及び来訪者に周知を図る等、この条例の目的を達成するために実施する村の施策に協力しなければならない。

(来訪者の責務)

第8条 来訪者は、モラル向上とマナー遵守に努め、迷惑行為のない快適で良好な滞在環境の確保に協力するものとする。

2 来訪者は、この条例に定める禁止行為の防止について理解を深めるとともに、この条例の目的を達成するために実施する村の施策に協力しなければならない。

第2章 禁止行為等

(落書き及びステッカー貼りの禁止)

第9条 何人も、落書き及びステッカー貼りをしてはならない。

(深夜の花火禁止)

第10条 何人も、深夜に公共の場所において、花火をしてはならない。

(深夜の騒音の禁止)

第11条 何人も、深夜にみだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

2 何人も、深夜に半径50メートル以内に他人が所有する住宅、別荘又は宿泊施設（以下、「他人の住宅等」という。）が存在する場所において、屋内外を問わず、音響機器音、楽器音又は人声により、他人の住宅等の影響を受けやすい面における外壁に45デシベルを超える音（以下「騒音」という。）を到達させる音を発生し、又は発生させて、みだりに付近の静穏を害する行為

をしてはならない。

(深夜行事における騒音の規制)

第12条 前条の規定にかかわらず、深夜に騒音を発生させる催物を開催する場合、事前に村長に対し催物の開催場所及び開催時間等を申し出ることにより、村長が特に支障がないと認めた場合には、開催することができる。

(路上スキーの禁止)

第13条 何人も、道路において、スキーやスノーボードをし、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(歩行中の禁止行為)

第14条 何人も、道路において、歩行中に飲酒をしてはならない。

- 2 何人も、路上喫煙をしてはならない。
- 3 何人も、明らかに交通の妨げになる道幅を占有して歩行してはならない。

(酒類の提供禁止)

第15条 酒類の提供を伴う飲食店（以下「酒類提供店」という。）は、午前2時から午前6時までの間、営業を行ってはならない。

- 2 酒類提供店は、営業時間内であっても、酩酊者への酒類の提供等、過度な提供をしてはならない。
- 3 酒類提供店は、営業時間内であっても、客が大声若しくは騒音を発し、又は酒に酔って粗野若しくは乱暴な言動をすることその他営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼすことがないようにするために必要な措置を講じなければならない。

(冬期における迷惑運転等の禁止)

第16条 何人も、積雪又は凍結している道路を走行する場合に、当該道路状況や交通及び当該車両等の状況に応じることなく、交通事故を発生させ、又は運転者や他人に危害を及ぼすような態様で、次の各号に掲げる行為（以下「迷惑運転等」という。）をしてはならない。

- (1) 道路交通法（昭和35年法第105号）第24条（急ブレーキの禁止）の規定に違反する行為

- (2) 道路交通法第26条（車間距離の保持）の規定に違反する行為
- (3) 道路交通法第26条の2（進路変更の禁止）の規定に違反する行為
- (4) 道路交通法第28条（追越しの方法）第1項又は第4項の規定に違反する行為
- (5) 道路交通法第70条（安全運転の義務）の規定に違反する行為
- (6) 長野県道路交通法施行細則第14条第2号（滑り止めの処置）の規定に違反する行為
- (7) 長野県道路交通法施行細則第14条第3号（車の除雪）の規定に違反する行為
- (8) その他道路交通法の各規定に違反する行為のほか、上記各規定に類する危険な運転行為
(無断駐車の禁止)

第17条 何人も、土地所有者等から許可を得ないまま、他人の所有地に自動車等を駐車してはならない。

(景観や生活環境を損なう行為の禁止)

第18条 何人も、第9条から第11条まで及び前5条に掲げる禁止行為のほか、白馬村の美しい景観や快適な生活環境を著しく損なう行為をしてはならない。

第3章 啓発及び村民活動の促進

(広報啓発活動等)

第19条 村は、迷惑行為のない快適で良好な生活環境を確保するため、広報活動、啓発活動その他の必要な施策を関係機関と連携して実施するものとする。
(村民活動の促進)

第20条 村は、村民、土地所有者等、事業者及び来訪者によるモラル向上とマナー遵守に関する自発的な活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 その他罰則等

(指導又は勧告)

第21条 村長は、第9条から第11条まで及び第13条から第18条までの規定に違

反した者に対し、当該違反行為を中止し、又は是正するために必要な指導若しくは勧告をすることができる。

(命令)

第22条 村長は、前条の規定による指導又は勧告を受けた者が、正当な理由なく村長の指導又は勧告に従わないときは、その者に対し当該指導又は勧告に従うよう命ずることができる。

(罰則)

第23条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、法令に別段の定めのあるものを除き5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条（落書き及びステッカ一貼りの禁止）の規定に違反したとき。
- (2) 第10条（深夜花火の禁止）、第11条第2項（深夜の騒音の禁止）、第14条第1項（歩行飲酒）、同条第2項（路上喫煙）又は第17条（無断駐車の禁止）の規定に違反して前条の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わないとき。
- (3) 第13条（路上スキーの禁止）の規定に違反したとき。
- (4) 第16条（冬期における迷惑運転等の禁止）の規定に違反したとき。

(両罰)

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関する必要な事項は、村長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条及び第24条の規定は、令和8年7月1日から施行する。